

○ 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

改正案		現行	
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)
金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七條の二十八第二項（第二十七條の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六條の二（第六十條の六（第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。）、第四十七條、第五十七條の四、第五十七	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七條の二十八第二項（第二十七條の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六條の二、第四十六條の四、第四十七條、第四十七條の三、第四十八條、第五十七條の四、第五十七

金融商品取引法	別表第二(第四条関係)	(略)	
		(略)	六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十六条の十六、第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九、第八十八条の十一第一項、第三百三十九条の四第八項、第三百三十九条の六第四項、第三百三十九条の十三第二項並びに第三百三十九条の二十一第二項

金融商品取引法	別表第二(第四条関係)	(略)	
		(略)	条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十六条の十六、第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九、第八十八条の十一第一項、第三百三十九条の四第八項、第三百三十九条の六第四項、第三百三十九条の十三第二項並びに第三百三十九条の二十一第二項

		別表第三(第五条関係)	
(略)	(略)	(略)	(略)
金融商品取引法	(略)	<p>第四十六条の二(第六十条の六(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七條の三、第四十八條、第五十七條の四、第五十七條の五第三項、第五十七條の十六、第五十七條の十七第三項、第六十六條の十六、第六十六條の三十七、第六十六條の三十九及び第八十八條の十一第一項</p>	<p>十六條の十六及び第六十六條の三十七</p>

		別表第三(第五条関係)	
(略)	(略)	(略)	(略)
金融商品取引法	(略)	<p>第四十六条の二、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七條、第四十七條の三、第四十八條、第五十七條の四、第五十七條の五第三項、第五十七條の十六、第五十七條の十七第三項、第六十六條の十六、第六十六條の十八、第六十六條の三十七、第六十六條の三十九及び第八十八條の十一第一項</p>	

(略)

(略)

(略)

(略)